

## 7 寄与相続人がいる場合の具体的相続分

寄与分の認められた相続人を「寄与相続人」といいますが、寄与相続人が受ける具体的相続分は、民法904条の2に定めております。

<p>(寄与分)</p> <p>民法第904条の2 共同相続人中に、<u>被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。</u></p>
--

すなわち、例えば、相続人は甲と乙の兄弟2人、その相続分は法定相続分、乙に寄与分1000万円が認められたとした場合は、次の表のように、甲の具体的相続分は4500万円、乙の具体的相続分は5500万円になります。

乙の方が多いのは、無論乙には寄与分1000万円があるからです。

公平な遺産分割という観点からは、寄与分の認められる相続人と寄与分の認められない相続人との間に、寄与分だけの差をもうけることは当然というべきでしょう。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産 10000 (遺産)		
内訳	みなし相続財産 9000		寄与分 (乙) 1000
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 4500	乙 4500	
具体的相続分	甲 4500	乙 5500	

## 審判での寄与分の判断は微妙

下記の3例は、一審の家庭裁判所の判断と、二審の高等裁判所の判断が分かれた例です。

寄与分の認定がいかに微妙なものであるかが分かると思われま

す。ですから、寄与分を認めてもらうには、立証力が求められるところ

- ① 札幌家裁平成26年12月15日審判は、Aが被相続人の指示で、勤めていた会社を退職し、被相続人の経営する簡易郵便局での勤務を開始し、被相続人の事業に労務の提供をしたことで、被相続人の財産の維持に特別の寄与をしたと評価され、遺産総額の約3割の寄与分が認められたのですが、その抗告審である札幌高裁平成27年7月28日決定は、甲は被相続人の事業に従事したとはいえ、相応の給与を得ていたので、寄与分を認めることはできないと判断して、原決定を取り消し、Aの寄与分を定める処分申立てを却下しました。
- ② 神戸家裁尼崎支部平成26年11月20日審判は、相続人Bが被相続人のローン債務を立て替えて弁済したので寄与分があるという主張に対し、Bには被相続人のローン債務を返済してきた事実が認められないとして、寄与分の申立てを却下しましたが、その抗告審である大阪高裁平成27年3月6日決定は、被相続人のローン債務は被相続人一人で返済することは困難であったので、その債務の返済はBの資産を原資になされたと推認できるとして、Bの寄与分を700万円と認めました。
- ③ 静岡家裁沼津支部平成21年3月27日審判は、Cの妻は、被相続人の通院や入浴の介助などを13年間にわたってしてき、そのためCと婚姻生活になじむ間もなく、義父の世話を担うこととなった苦労は相当なものであったといえるが、他方において、Cは子らの中で唯一、成人後も継続して被相続人が所有する不動産において被相続人と同居してきたこと、被相続人は、退院後は、1日中付添が必要な状態にあったわけではなく、自分でトイレに立ったり、食事をすることはできたから、その妻は、被相続人の昼食の支度をした上で、外出やパートに出ることもできたこと、入院期間中の付添は1日当たりの拘束時間は長かったといえるが、付添介護期間が長期にわたるとまではいえないこと等に鑑みると、同居の直系親族としての通常期待される扶養義務の範囲を超える療養看護をしたとまでは評価できず、相続分の修正要素たる特別の寄与に該当しないとされ、寄与分を認めませんでした。その抗告審である東京高裁平成22年9月13日決定は、Cの妻による被相続人の入院期間中の看護、その死亡前約半年間の介護は、本来家政婦などを雇って被相続人の看

護や介護に当たらせることを相当とする事情の下で行われたものであり、それ以外の期間についてもCの妻による入浴の世話や食事および日常の細々した介護が13年余りにわたる長期間にわたって継続して行われたものであるから、その被相続人の介護は、同居の親族の扶養義務の範囲を超え、相続財産の維持に貢献した側面があると評価することが相当であるとして、寄与分を認めました。

なお、寄与分を認めてもらうには、遺産分割の申立てのほかに、寄与分を定める処分の申立書を提出する必要があります。